

1. (ATM 入金専用カードの利用)

あしぎん ATM 入金専用カード（以下、「カード」という。）は、別途定める「普通預金（ATM 入金専用カード）規定」にもとづき作成したカードの入金用普通預金口座（以下、「入金専用カード口座」という。）について、次の場合に利用することができます。

- (1)カードは、入金専用カード口座につき複数枚発行することができますが、最大発行枚数は預金者の従業員数までとし、カードの利用は預金者の従業員に限定することとします。
- (2)カードの利用状況の確認
預金者は、当行からカードの保有または利用状況について確認するよう依頼があったときは、速やかに確認のうえ当行へ回答するものとします。

2. (預金機および提携先 ATM による預入れ)

- (1)預金機および提携先 ATM を使用して預入れるときは、預金機および提携先 ATM の画面表示等の操作手順に従って、預金機および提携先 ATM にカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2)預金機による預入れは、預金機の種類により当行所定の種類の紙幣・硬貨に限ります。また、1 回あたりの預入れは、当行所定の枚数による金額の範囲内とし、硬貨の預入れができるのは、当行有人店舗の預金機のみとなります。
- (3)提携先 ATM による預入れは、提携先 ATM の種類により定められた種類の紙幣に限ります。また、1 回あたりの預入れは、提携先 ATM の種類により定められた枚数による金額の範囲内とします。
- (4)預入れがなされたときは、「ご利用明細」を発行いたしますので保管してください。なお、「ご利用明細」には、入金専用カード口座残高は表示しません。
- (5)預金機および提携先 ATM のシステム保守時は預入を行うことができません。

3. (手数料等)

- (1)契約時には、当行の定める手数料および消費税をいただきます。
- (2)カードの発行にあたっては、当行の定める手数料および消費税をいただきます。
- (3)契約期間中は、月額取扱手数料として、毎月当行所定の手数料および消費税をいただきます。
- (4)カード利用については、当行所定の利用手数料および消費税をいただきます。
- (5)本条第 3 項および前項の手数料（手数料引落日の属する月の前 1 ヶ月分）および消費税は、毎月 15 日（休日の場合は翌営業日）に「普通預金（ATM 入金専用カード）規定」、「普通預金規定」（総合口座取引規定を含みます。）、「当座勘定規定」、「当座勘定貸越約定書」にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書の提出、または当座小切手の提出なしに「ATM 入金専用カードサービス手数料引落依頼書」で届出た指定預金口座より自動的に引落すものとします。

4. (カードの紛失・使用不能、担当者の変更等)

- (1)カードを失ったとき、汚損等により使用不能となったとき、またはカード使用担当者の交替・解任等の変更があった場合には、直ちに当行所定の方法により当行に届出てください。
- (2)前項によりカードを再発行もしくは追加発行する場合には、当行所定の手続きをした後にカードを発行します。この場合、不要となったカードは当行に返却してください。
- (3)本条第 1 項のカード使用担当者の変更の場合に、既に交付したカードを引き続き使用するときは、責任を持ってカードを管理してください。カードを継続使用することにより発生した損害について当行は責任を負いません。

5. (預金機の誤操作等)

預金機および提携先 ATM の使用は所定の要領に従い正しく操作してください。預金機および提携先 ATM の使用に際し、誤操作により発生した損害については、当行は一切責任を負いません。

6. (解約等)

- (1)入金専用カード口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、カードを当行に返却してください。
- (2)カードの改ざん、預金者の従業員以外の利用、不正利用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当行に返却してください。
- (3)本条第 1 項および前項によるカードの返却について未返却がある場合、この未返却カードにより生じた損害について当行は責任を負いません。

7. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

8. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、「普通預金（ATM 入金専用カード）規定」および「普通預金規定」（総合口座取引規定を含みます。）により取扱います。

9. (規定の変更)

- (1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。